# 国外での武力紛争における「生命に対する権利」に関する

# イギリス裁判所の判決 その1

# 大田 肇\*

# The Judgments of UK Courts on "The Right to Life" in Armed Conflict outside its Territory No.1

## Hajime OTA

The main purpose of this study is to analyze the conflict (?) between UK Supreme Courts and European Court of Human Rights over "the Right to Life" in the case of *Al-Skeini and others*. Six Iraqi civilians were killed by British Armed Forces in 2003 during its occupation of Iraq and their relatives applied for an order of judicial review against the Secretary of State for Defense in UK Courts and European Court of Human Rights. On the one hand five appeals of them did not succeed at UK Courts, on the other hand all their appeals succeeded at European Court of Human Rights in 2011.

Why does such a conflict (?) between two courts come about? How will the judgment of European Court of Human Rights influence the future judgments of UK Courts?

The purpose of this article is to analyze the judgment of Queen's Bench Division of the case of *Al-Skeini and others* as the first stage of this study.

Key Words: The Right to Life, European Convention of Human Rights, Jurisdiction, Extraterritorial Application

# 1. はじめに

2003 年 3 月から始まったイラク戦争に続き、5 月からはイギリスを含む連合国によるイラク占領 が始まったが、その期間中にもイラク市民の殺害 およびイギリス兵の死亡が生じた<sup>1)</sup>。その死者た ちの遺族が「生命に対する権利」の侵害を根拠に イギリス国防省を相手取って訴訟をおこしていく が、2004 年 12 月 14 日に下された *A1-Skeini* 事件 に関する高等法院・女王座部の判決<sup>2)</sup>は、それら に関する最初の司法判断である。

主たる争点は二つであり、ヨーロッパ人権条約 および1998年人権法はこれらのイラクでの事件に 適用されるか否か、および適用されるならば、そ れらの法で求められている手続上の義務、すなわ ち公的調査が実施されたか否か、であった。

本稿では、この前者に焦点をあてながら、高等 法院・女王座部の判決に沿って事実関係を詳細に 紹介し、それらを踏まえて特にヨーロッパ人権裁 判所・同人権委員会の判決・決定の流れを検討し、 最後に女王座部判決に対する批判を考察する。

#### 2.事実関係

Al-Skeini事件の原告は、連合国によるイラク占 領期間中にイギリス軍によって、またはその作戦 行動中に殺害された 6 人のイラク人の遺族であっ た。

原告は、イギリス国防省の決定(2004年3月24日付)、すなわちイラク人殺害に関する独立した調査の実施を拒否し、これらの死亡に関する責任を 否定し、および賠償支払いを拒否する決定に対する司法審査を、1998年人権法第6条(1)および第

原稿受付 平成24 年8月31日

<sup>\*</sup>一般科目

7条(1)(a)<sup>3)</sup>に基づき、高等法院・女王座部に請求した。

2004 年 5 月 11 日の審理において、訴えの司法審 査請求が認められ、以下の二つの争点に関して審 理がすすめられることになった。

1. ヨーロッパ人権条約および 1998 年人権法が この事件の状況に適用されるか否か?

 ヨーロッパ人権条約2条<sup>4)</sup>の手続上の義務 が国防省によって果たされたか否か?

#### 2.1.イラク占領とイギリス軍の地位

アメリカ軍に主導された連合軍のイラク攻撃は 2003年3月20日から始まり、主たる戦闘行動は5 月1日に終了し、引き続きイギリス軍はイラクに 駐留した。この5月1日から翌年の6月28日まで の期間、国際法上、イギリス軍はその駐留してい たイラク南部地域において、占領権力となった(原 告の家族の死はすべて、この占領期間にイギリス 軍が占領する地域内で生じた)。

イギリス軍が占領権力の一部となる過程を説明 する。

2003 年 4 月 16 日、フランクス・アメリカ陸軍大 将は連合国暫定政権(the Coalition Provisional Authority、"the CPA")の設立を発表した。5 月 3 日、アメリカ・イギリスの国連常勤代表は、

安全保障理事会議長に手紙を送ったが、その中で、 「アメリカ、イギリスおよびその他の連合国 は・・・、暫定的に統治権限を行使し、必要なと きには特に、治安を維持し、人道支援の提供を保 障し、武器や大量破壊兵器を廃棄するために CPA を設立した」と述べた。続けて、「我々の目標は、 できるだけ早くイラク代表機関に行政権限を移譲 することである」とした。5月13日、ラムズフェ ルド・アメリカ国防長官は、正式にブレマー大使 をイラクの暫定統治に責任を負う CAP 代表に任命 したことを発表した。5月22日、国連安全保障理 事会は決議1483を採択して、CPA を承認した。

2003 年 5 月 16 日以降、CPA は一連の文書(規則、 命令、覚え書き、公的通知)を発したが、5 月 16 日付けの規則 1 号には、次のように CPA の権限が 示されていた、「CPA には、その目的を達成するた めに、また決議 1483 を含む安全保障理事会の関連 決議および戦時の法と慣習に基づいて執行される ために必要なすべての、行政、立法、司法上の権 限が付与されている。」

CPA には連合国諸国から人員が派遣されていた が、事実上、多数の人員からなるアメリカによっ て支配されていて、イギリスの下部組織・機関で はなかった。イギリスの特別代表とその事務局は CPA の政策および決定に影響を及ぼそうと努めた が、彼らはそこでは正式な決定権限を持っていな かった。

CPA の運営は地域ごとに分割され、CPA 南部はイ ギリスの責任と監督の下にあり、そこにはイラク の18地域のうち南の4地域が含まれていた。イギ リス軍も同じ地域に配置された。

連合軍は6師団からなり、アメリカ軍大将の命 令下にあった。4師団はアメリカ軍で構成され、2 師団は多国籍軍によって構成されていた。各師団 に、それぞれの地域を担当する責任が付与され、 イギリスには多国籍師団(南東)の指揮権が与え られていたが、そこは Al Basrah などの地区を含 み、ウェールズの約2倍の面積で総人口は460万 人を数えた。これに対し、多国籍師団(南東)の 兵力は14万5000人であり、そのうちイギリス軍 は8150人であった。イギリス軍の主たる作戦活動 地域は AL Basrah と Maysan 地域であったが、そ こでの総人口は約276万人、派兵されたイギリス 兵の総数は8119人であった。イギリス軍の主たる 任務は、その地域の安全を確保することであり、 イラク警察を含むイラク治安維持軍の再建に努め ることと、パトロール、逮捕、テロ対策活動、市 民のデモの取締、重要施設の警備、警察署の警護 などであった。もう一つの任務は、イラクの様々 な文民機関を支援することであった。

2004年6月28日にイラク暫定政府が発足し、CPA は解散した。イギリス軍の南イラク占領も終了し、 以後はイラク暫定政府の要請に応じて、駐留を続 けた。

# 2. 2. Rules of Engagement の運用

イギリス軍の武器の使用については、Rules of Engagement("ROE")が適用されている。イラクに おける ROE の適用は、各兵士に渡される手帖の中 で指導事項となっていた。2003 年 5 月から 2004 年 3 月までに 49 人のイラク人がイギリス軍の武器 を使用した事件において殺害された。

2003年6月21日、多国籍師団(南東)の司令将 校が、発砲事件の捜査に関する基本的な指針を示 した。そこでは、すべての発砲事件が報告され、 当該師団の王立軍隊警察(Royal Military Police) に通知される。王立軍隊警察の下士官がその事件 を評価し、ROEの範囲内か否か決定する。もし ROE の範囲内と決定されれば、その決定は記録され、 完成した報告書が指揮命令系統に沿って提出され る。もしその事件が ROE の範囲外であり、死亡ま たは重傷を伴うならば、その捜査は王立軍隊警 察・特別捜査機関(Special Investigation Branch) に委ねられなければならない、と。

しかし、モーア陸軍准将は、王立軍隊警察・特

別捜査機関の捜査を開始するか否かの判断がより 高いレベルでなされるよう、最初の指針は見直さ れなければならないとし、2003 年7月28日、最初 の指針は、多国籍師団(南東)によって発せられ た新しい指針に取り替えられた。新しい指針では、 すべての発砲事件が、事件発生後すぐに重要事件 報告と同じ様式で、多国籍師団(南東)に報告さ れる。もし当該兵士の部隊長(Commanding Officer) が彼の手元の情報から、兵士は適法にかつ ROE の 範囲内で行動したと判断するならば、特別捜査機 関の捜査開始は、要請されない。部隊長はその決 定を文書で旅団長に送付する。もし部隊長が上記 のように判断しない、または結論に達するには情 報が不足するならば、彼は特別捜査機関の捜査開 始を要請する、と。

2004年4月24日、さらに新しい指針が多国籍師 団(南東)によって採用された。そこでは、イギ リス軍が関連した、市民の死亡または負傷のすべ ての発砲事件が、特別捜査機関によって捜査され る。例外は、旅団長がその捜査は必要なしと判断 した場合であり、その判断は文書で多国籍師団(南 東)司令官に通知されなければならない、と。

実際の捜査には、部隊長が巡回の兵士から報告 を受け、無線記録を再読しながら関与した。死亡 した者の家族または一族との会合を通じてさらな る捜査がおこなわれることもあった。しかし、設 備 の 面 から、 旅 団 で は 科 学 捜 査 (forensic examination) をおこなうことはできなかった。部 隊長は、事件を捜査したのち旅団長に報告書を提 出し、そこで当該兵士が ROE の範囲内で行動した か否か、または当該事件は特別捜査機関に送られ るべきか否かに関する彼の意見を述べた。もし ROE の範囲内で行動していなかったとの疑いがあれば、 特別捜査機関に捜査を求めなければならなかった。 事件が生じたとき、特別捜査機関に捜査を要請す るか否かは、王立軍隊警察の指揮命令系統ではな く、現場の指揮命令系統によって決められていた。 その決定は、事件発生から24時間以内になされな ければならなかった。その決定には、事前に陸軍 法規部長から法的助言を得ることが求められ、そ の決定を文書で、その法的助言と証拠とともに、 多国籍師団(南東)の司令将校に送付しなければ ならなかった。特別捜査機関による事件の捜査の 開始には、関係の部隊長からの依頼によるほかに、 その依頼の前に既に特別捜査機関がその事件を知 っている場合があったが、後者の場合は、王立軍 隊警察司令官または関係の部隊長によって中止が 指示されれば、中止されたであろう。特別捜査機 関の将校は捜査後、関係の部隊長に証拠をととも に、報告書を送付した。この報告書には、事実に

関する決定、または何がなされるべきかの結論は 一切含まれなかった。証拠に基づく事実のみが示 された。

### 2.3.死亡に至るそれぞれの経緯

(1)Hazim Ju' maa Gatteh Al-Skeini

2003 年 8 月 4 日、Basra 近郊で、Ashcroft 軍曹 によって射殺された。翌日、軍曹は事件に関する 供述書を作成し、それは部隊長に送られた。部隊 長はこの事件は ROE の範囲内と判断し、その旨の 報告書を旅団長に送った。旅団長から質問を受け た部隊長は、その質問に応える報告書を提出した。 旅団長はその報告書を検討し、副旅団長および法 律顧問とともに、ROE の範囲内と判断し、さらなる 捜査は命じなかった。

(2) Muhammad Abdul Ridha Salim

2003年11月6日、Basra近郊で、Catteral軍曹 に撃たれ、翌日病院で死亡した。翌日、中隊長は 事件に関する報告書を作成した。部隊長は、この 報告書と中隊長との会話から、この事件は ROE の 範囲内と判断し、王立軍隊警察・特別捜査機関の 捜査を要請しなかった。そして同日、報告書を作 成し旅団に送付した。旅団長は、この事件を副旅 団長および法律顧問と、さらには政治顧問とも議 論し、ROE の範囲内と判断した。

(3)Hannan Mahabis Sadde Shmailawi

2003 年 11 月 10 日、Basra 近郊で、イギリス軍 と武力集団とが交戦し、そのときの銃弾によって 死亡した。翌日、中隊長は事件に関する報告書を、 関係した兵士の証言と共に提出した。部隊長は、 それらを考慮したのちこの事件は ROE の範囲内と 判断し、王立軍隊警察・特別捜査機関の捜査を要 請しなかった。そして、報告書を作成し旅団に送 付した。旅団長は、この事件を副旅団長、法律顧 問および部隊長と議論し、ROE の範囲内と判断した。 (4)Waleed Sayay Muzban

2003 年 8 月 24 日、Basra 近郊で、Singleton 伍 長代理に撃たれ、翌日病院で死亡した。部隊長は、 8 月 29 日に事件に関する最初の報告書を旅団に送 ったが、その中で、ROE の範囲内と判断するとしな がらも、複雑な事件なので王立軍隊警察・特別捜 査機関の捜査が役立つだろうとの意見を付け加え た。旅団長はこの報告書を検討し、副旅団長と議 論し、法的助言を受けて、十分に検討されるべき いくつかの質問を含めこの事件は部隊での捜査に よって解明されるべきであると判断した。これを 受けて、部隊長は、9 月 12 日に二つ目の報告書を 作成し、その中でそれらの質問に答え、特別捜査 機関の捜査はもはや不要との結論を示した。旅団 長は、再度副旅団長と議論し、さらなる法的助言 を受けて、ROE の範囲内と判断した。この時点で、 旅団長は、この事件に関して特別捜査機関が捜査 を開始したことを知らされ、特別捜査機関の責任 将校(大尉)と会合し、特別捜査機関はその捜査 の中止に同意した。

(5) Raid Hadi Sabir Al Musawi

2003 年 8 月 26 日、Basra 近郊で、Smith 軍曹に 撃たれ、9 週間後の 11 月 6 日に病院で死亡した。8 月 27 日、副部隊長はパトロール隊隊長および他の 2 人の兵士と面接し、その後 ROE の範囲内であると する事件報告書を作成して旅団に送付した。旅団 長はこの報告書を検討し、この事件を副旅団長、 法律顧問と議論し、ROE の範囲内と判断した。 (6) Pohe Mourae

(6)Baha Mousa

2003 年 9 月 14 日、Basra 市内のホテルで受付係 として働いていたが、イギリス軍によって逮捕さ れ、イギリス軍基地内の監禁室に収容された。監 禁室内でイギリス兵によって虐待され、3 日後に死 亡した。

旅団長は、Baha Mousa が逮捕された作戦に参加 していたが、逮捕の際にはホテルの屋上にいて、9 人のテロ容疑者を逮捕したという報告は受けたが、 暴行をともなう逮捕の現場を目撃していなかった。 旅団長が次にこの事件について聞いたのは、9 月 15日に、Baha Mousa が収容中に死亡した、および 他の収容者も虐待されていたとの報告書を受け取 ったときであった。旅団長は、その深刻さを悟り、 特別捜査機関の捜査が必要であると考えたが、特 別捜査機関の捜査は 2004 年 4 月の始めには終了 し、その報告書が提出された。

#### 3. ヨーロッパ人権条約の適用範囲

第1の法的問題は、ヨーロッパ人権条約がこれ らの事件に適用されるか否かである。この問いに 答えるためには、この条約の管轄権の性質と範囲 を分析・検討しなければならない。

#### 3. 1. ヨーロッパ人権条約の条文

最も重要な条文は第1条である。「(人権を尊重 する義務)締約国は、その管轄にあるすべての者 に対し、この条約の第一節に定義する権利及び自 由を保障する。」<sup>5)</sup>第1条は条約の節の前に置か れていて、第一節は第1条に続いて、「権利及び自 由」と題して始まり、第2条から個々の権利・自 由が順々に定義されていく。

第二節は「ヨーロッパ人権裁判所」と題されて 第19条から始まり、「締約国が行った約束の遵守 を確保するために」<sup>6)</sup>ヨーロッパ人権裁判所の設 立を規定している。

第三節「雑則」には第56条(領域的適用)があ り、「1 いずれの国も、・・・欧州評議会事務総 長に宛てた通告によって、自国が国際関係につい て責任を有する地域の全部又は一部についてこの 条の4に従ってこの条約を適用することを宣言す ることができる。・・・3 この条約の規定は、地 方的必要に妥当な考慮を払って、これらの地域に 適用される。 4 この条の1に基づいて宣言を 行ったいずれの国も、宣言後のいずれのときでも、 宣言が関係する一又は二以上の地域のために、こ の条約の第三四条に定める自然人・・・からの請 願を受理する裁判所の権限を受諾することを宣言 することができる。」<sup>7)</sup>と規定されている。

その前文も重要である。「一九四八年一二月一〇 日に国際連合総会が宣明した世界人権宣言を考慮 し、この宣言が、その中で宣言された権利の普遍 的かつ実効的な承認及び遵守を確保することを目 的としていることを考慮」すること、および「志 を同じくし、かつ政治的伝統、理想、自由及び法 の支配についての共通の遺産を有するヨーロッパ 諸国の政府として、世界人権宣言中に述べられて いる権利の若干のものを集団的に実施するための 最初の措置をとることを決意」<sup>8)</sup>することを、目 的として掲げている。

#### 3.2.ヨーロッパ人権条約の起草

ヨーロッパ人権裁判所は、Bankovic v Belgium (2001)事件<sup>9)</sup>において、ヨーロッパ人権条約1条 の起草過程を初めて考察した。そして、第1条の 「その管轄にあるすべての者」は、当初は「その 領域内に居住するすべての者」と下書きされてい たが、「居住する」は、もし居住の正式な用語を法 的指標とするよう求めていると解釈されれば、狭 義のものになりすぎるのでは、という懸念から、 当初の表現は現在のものへ変更された(para19)。 そして、ヨーロッパ人権裁判所は、条約の管轄権 が「領域概念」であることの根拠の一つとして、 この起草過程での変更を主張した(para63)。

#### 3.3.関連の他の国際条約

戦争犠牲者保護の1949年ジュネーブ4条約の第 1条は、「締約国は、すべての場合において、この 条約を尊重し、且つ、この条約の尊重を確保する ことを約束する。」<sup>10)</sup>と規定し、「すべての場合に おいて」という広い適用範囲を示し、その第4条 約である戦時における文民保護に関するジュネー ブ条約に反する「重大な違反行為」は、1957年ジ ュネーブ条約法によって、イギリス裁判所で裁か れることが可能となった。 1985 年拷問条約2条1項は、「締約国は、自国の 管轄の下にある領域内において拷問に当たる行為 が行われることを防止するため、立法上、行政上、 司法上その他の効果的な措置をとる。」<sup>11)</sup>として いるが、1988 年刑事裁判法により、拷問は、どこ で、誰によってなされようとイギリス国内法の犯 罪となっている。

占領に関しては、ハーグ陸戦法規慣例条約(1907 年)附属の陸戦規則の第42条[占領地域]が、「一 地方ニシテ事実上敵軍ノ権力内ニ帰シタルトキハ、 占領セラレタルモノトス。占領ハ右権力ヲ樹立シ タル且之ヲ行使シ得ル地域を以テ限トス。」<sup>12)</sup>と 規定し、国防省もイギリス軍によるイラク占領を 認めている。

#### 4. 条約の適用範囲を巡る見解の対立

原告と被告との間で共通理解となっているのは、ヨ ーロッパ人権条約は本質的に領域に基づくものであり、 かつその領域原則にはいくつかの例外があること、そ の対立は、その例外の広さ、性質、根拠、そしてその 適用に関するものである。

原告側の Mr. Rabinder Singh は、二つの例外を示す。 一つは、"personal jurisdiction"(人的管轄権)であ り、ある国家の機関がその領域外の人や物を支配した 場合に生じるもので、過去の一連のヨーロッパ人権裁 判所判決の中で認められてきているとする。もう一つ は、国家がその領域外で"effective control of an area"

(その地域の実効的支配)を有する場合であり、1974 年のトルコのキプロス侵攻に続く北キプロスにおける 人権侵害事件に関する人権裁判所判決の中に見いだす ことができるとする。そして、この二つの例外は、究 極的には単一の原理(支配)であるところの二重の基 準(人か領地か二つ)であり、国防省は軍隊によるイ ラク占領を国際法上認めているから、この原理がこの 事件にも適用されると主張する。

被告側の Mr. Christopher Greenwood は、そのよう な占領状態が、ヨーロッパ人権裁判所において従来理 解されてきた例外的な管轄権につながることに、異論 を唱えた。"effective control of an area"(その地 域の実効的支配)から導き出される例外的な管轄権は、 人権裁判所の判決においては、問題の地域が被告国の 領域ではなかったとしても条約締約国の領域内である 場合、つまりこの北キプロスのような状況に限定され ている、と。キプロスは条約締約国であったが、イラ クは条約締約国の管轄領域内にあったことはない。そ して、"personal jurisdiction"(人的管轄権)の原理 に関しては、大使館、領事館、船舶、航空機など国際 法上の国家主権の例外を除いて、人権裁判所判決の中 には存在しておらず、この事件にはこれらの例外は適 用されないとする。

両者のもう一つの対立点は、Bankovic v Belgium (2001)事件判決の評価である。Mr. Greenwood は、 Bankovic 事件判決を分水嶺 (watershed) と評価し、 ヨーロッパ人権裁判所が国際法の原則に沿いなが ら、ヨーロッパ人権条約の管轄権に関する基本的 な検討をおこなった最初のものと位置づけた。そ こでは、北キプロス事件判決での"その地域の実 効的支配"原理は、条約締約国の領域内での支配 に限定して理解されており、"人的管轄権"原理は、 条約の本質的に領域的な性質を損なうものとして、 否定されている、と主張する。これに対して、Mr. Singhは、Bankovic 事件判決を一連のヨーロッパ人 権裁判所判決の一つと評価し、NATO 軍によるセル ビア空爆という、領地の支配あるいはセルビア市 民の支配を欠くという状況が、条約の管轄権の領 域的な性格を強調することになったとし、イラク での事件とは無関係であるとする。そして、この 判決は、従来の判決をその中で2つの例外が原理 として発展してきたものと理解しており、さらに この判決以降の事件において、二つの例外は有効 に存在していると主張する。

#### 4.1. ヨーロッパ人権裁判所の判決

高等法院・女王座部は、Bankovic v Belgium 事 件判決を含む管轄権に関するヨーロッパ人権裁判 所の一連の判決(ヨーロッパ人権委員会の決定を 含む)を、年代順に検討していく。

(1) X v Federal Republic of Germany (1965)

女王座部に示された、最も初期の人権委員会の 受理に関する決定である。原告はボヘミア生まれ で、チェコ国籍を有していたが、1938年にドイツ 国籍を取得した。1945年、彼はチョコスロバキア から追放され、現在はモロッコに住んでいる。彼 は、モロッコのドイツ領事館職員がモロッコ当局 に彼を追放するよう依頼したことを訴えた。委員 会は、原告の訴えを事実に反しているとして却下 したが、管轄権に関する例外的な場合として、条 約締約国の外交代表および領事代表による義務の 遂行が、その海外在住の国民に関わっている場合 を挙げた。

(2) Cyprus v Turkey (1975)

北キプロス紛争に関する最初の委員会決定で、 二つの訴えの受理を認めた。1974年7月20日にト ルコ軍は北キプロスに侵攻したが、そこで生じた 殺人、強姦などの様々な犯罪をキプロスは訴えた。 トルコもキプロスも条約締約国であった。人権委 員会は、締約国はその実際の権限と責任の下にあ るすべての人に人権条約上の権利と自由を、その 権限が領域内であるいは外で行使されようと保障 する義務を負う、と決定した。女王座部は、この 決定をキプロスの主張の最も幅広いものが採用さ れたと評価し、この原理と条約の領域的管轄権と が両立することは難しいとした。さらに、人権委 員会は、船舶、航空機は言うまでもなく、すべての 国民がどこにいようと部分的にその国の管轄内に含ま れ、外交機関、領事館、海外の軍隊のみならず、それ らが権限を行使する人や物もその管轄に含まれる、と 決定した。女王座部は、この決定を極めて幅広い決 定と評価した。

#### (3) Hess v United Kingdom (1975)

ナチ戦犯のルドルフ・フスの妻が、西ベルリン のイギリス地区の、連合国4カ国によって管理さ れている刑務所での夫の収監は人権条約3条他に 反するとして訴えた事件である。人権委員会は、 この刑務所は4カ国合同の責任の下にあるので、 その運営はイギリスの管轄に含まれないとした。 女王座部は、もしこの刑務所がイギリス単独の責 任の下にあれば、人権委員会はその管轄権を認め たであろうと推測し、それはかなり問題の残る理 由づけである、なぜなら、もし領域が全く障害に ならないのならば、なぜ主張されている違反行為 が4カ国すべての管轄に含まれないのか、不明で あるからである、と評価した。

(4) X and Y v Switzerland (1977)

スイス当局はスイス・リヒテンシュタイン協定 に基づき、リヒテンシュタインへの外国人の入国 等に関する権限を有し、ドイツ人 X は、スイス警 察が発した X のリヒテンシュタイン入国を禁じる 命令によって、それができなくなった。X とリヒテ ンシュタイン在住のパートナーY は、人権条約 3 条他に違反するとして(入国禁止は「非人道的な 若しくは品位を傷つける取扱い」に該当する)、人 権委員会に訴えた。当時、スイスは締約国であっ たが、リヒテンシュタインはそうではなかった。 人権委員会は、入国禁止はリヒテンシュタインで 生じることでありスイスの領域外であるとする被 告の主張を退け、禁止措置はリヒテンシュタイン で効果を生じ、その効果は2 国間協定によるもの であるとしても、その措置はスイス領域内で生じ ているとした。女王座部は、この決定を、スイス がそれ自身の領域内で、協定による領域外への効 果を生じさせながらも行動したことに基礎を置い たものと評価した。

#### (5) X v United Kingdom (1977)

イギリスに住んでいるイギリス人の母親が、そ の子をヨルダンに連れ去った夫から子を連れ戻す に際し、ヨルダンのイギリス領事館が彼女に手助 けをしなかったことを、人権委員会に訴えた事件 で、その決定の中で、委員会は、当該委員会の一 貫した決定として、外交代表および領事代表を含 む国の機関が、人や物にその権限を行使するに応 じて、それらの人や物もその管轄に含んでいくと した。女王座部は、この事件はイギリス国民に関 するものであることに注意を促した。

(6) Tyrer v United Kingdom (1978) <sup>13)</sup>

この事件は人権条約 1 条の管轄権とは直接関係 しない事件であるが、Mr. Greenwood が条約のヨー ロッパ中心主義を証明するものとして示したもの である。マン島の15歳の少年が傷害罪でムチ打ち 3回の刑を言い渡され、これは条約3条に違反す るとして訴え、人権裁判所は、品位を傷つける刑 罰と認めた。マン島はイギリスの一部ではなく属 領(dependency)であり、人権条約がそこに適用 されるのは、イギリスが条約 56 条(当時は第 63 条)により条約がそこに適用されるよう、通告し たからである。人権裁判所は、マン島は、歴史的、 地理的、さらに文化的に、常にヨーロッパ諸国家 の家族に含まれてきており、人権条約前文の「政 治的伝統、理想、自由及び法の支配についての共 通の遺産」を完全に共有していると見なされなけ ればならない、とした。女王座部は、この判決は、 人権委員会決定とは別の、我々が考慮しなければ ならない最初の人権裁判所判決であると評価した。 その要点として、Mr. Greenwoodの主張を引用しな がら、条約56条が、条約を締約国の境界を越えて 他の領域に適用する唯一の適切な方法であること、 条約の前文と第56条3項とが、ヨーロッパ諸国の 共通の遺産を強調し、地方的必要性を考慮するこ とによりヨーロッパの植民地や属領にも特別の適 用を認めていることを挙げた。

(7) W v United Kingdom (1983)

₩はイギリス人で、その夫はアイルランドで殺され、その兄はアルスターで殺された。彼女は、イギリスは2人の生命に対する権利(人権条約2条)を保障することができなかったとして、人権委員会に訴えた。アイルランドでの殺人は、イギリスの管轄ではないとして、アルスターでの殺人は、他の理由から受理されなかった。女王座部は、この決定は領域原則の適用であると評価した。

(8) Soering v United Kingdom (1989)  $^{14)}$ 

Soering は西ドイツ市民であったが、アメリカで 殺人を犯しイギリス逃亡中に逮捕され、アメリか ら引渡を求められた。もし引き渡され死刑判決が 下されれば、「死刑の順番待ち現象」(death row phenomenon)と呼ばれる長期にわたる拘禁に服す ることになるとして、人権条約3条に反している と訴えた。人権裁判所は、条約3条は死刑を一般 的に禁止していると解釈することはできないが、 その執行に関わる状況、彼が西ドイツで裁かれる

可能性もあるという特別な場合では、条約3条違 反が生じていると判断した。女王座部は、人権裁 判所が管轄権に関し領域的制限を認めていること、 および人権条約は非締約国の行為を規律しないし、 締約国に対して他国に条約上の基準を課すことを 要求する手段となることも求めていないとしたこ とに付け加えて、引渡請求国において待ち受けて いる状況が人権条約上の保障に完全に一致するこ とを充足しない限り、締約国は個人を引き渡すこ とはできないといった一般原則を正当化する解釈 はできないとしたにもかかわらず、同裁判所が条 約3条における禁止の特別な、絶対的な、基本的 な性質を考慮し、個人がもし引き渡されたならば、 請求国において拷問、非人道的なあるいは品位を 傷つける取扱いを受ける現実の危険に直面すると 信じられる実質的な根拠がある場合には、引き渡 すという決定は条約3条の問題を生じさせるとし たことに注目し、この判決を、その領域内での国 家の行為でも十分に明快で重要な領域外での結果 が伴うものは、当該国家の人権条約上の責任を惹 起させることを示すものとして理解した。女王座 部はまた、この判決の管轄権の領域的性質につい ての論述を、人権裁判所による初めての明快なか つ権威ある説明であると評価した。

(9) Bui van Thanh v United Kingdom (1990)

原告はベトナム出身であったが、香港の収容セ ンターに収容された後、ベトナムに引き渡される ことになった。原告がその引渡は条約3条に反す るとして訴えた、Soering事件と同じタイプの事件 である。問題は、香港での引渡決定が、人権条約1 条の管轄権に含まれるか否かであった。イギリス は条約56条による香港への人権条約適用の宣言を おこなっていなかった。人権委員会は、この宣言 不在を決定的な根拠として、不受理とした。

(10) Chrysostomos v Turkey (1991)

この事件は、北キプロス紛争に関わる新たな、 そしてトルコ軍から被害を受けた個人による申立 であった(トルコは1987年に個人申立権を、1990 年に人権裁判所の管轄権を受諾した)。人権委員会 は、トルコの1987年受諾宣言に付されていた領域 的制限(「トルコ国内での公的機関の行為・・・ま たは共和国憲法が適用される領域内における行為」 のみ)を無効とし、国外での国家機関の行為も管 轄に含まれるとした。女王座部は、この委員会の 管轄権に関する決定を、その1975年決定と同じも のであると評価した。

# (11) Drozd and Janousek v France and Spain (1992)

女王座部はこの判決を、Bankovic v Belgium 事 件判決の中で引用されている数少ないヨーロッパ 人権裁判所判決の一つとして、その重要性を強調 した。原告 2 人はスペイン人とチェコ人であった が、アンドラ (Andorra)の裁判所で有罪判決を受 けた。彼らは、その裁判を人権条約 6 条 (公正な 裁判を受ける権利)に反するものとして訴えた。 アンドラは条約締約国ではなく、アンドラの裁判 所はフランスとスペインの裁判官によって担われ ているので、その 2 国が被告となった。これはア ンドラの変則的な国際法上の地位に由来するもの で、国家元首であるスペインのウルヘル司教とフ ランス大統領によって裁判官は任命されるが、彼 らはスペインまたはフランスの裁判官としてでは なく、アンドラのそれとして任命される。

人権裁判所は、アンドラはフランスまたはスペ インの一部ではなく、それらの共同地でもなく、 ヨーロッパ評議会の一員ですらないから、そこに は条約の領域的管轄権は存在しない、とする被告 の主張を認めた。しかし、続けて人的管轄権に関 する被告の反対意見を考察し、「締約国の責任はそ の国外で効果を生じさせる国家機関の行為によっ ても生じうる」とした。最終的には、スペインま たはフランスの裁判官は当該国家の裁判官として ではなく、アンドラのそれとして職務を遂行して いることを根拠に、人的管轄権の不存在を認めた。

女王座部は、この判決にかなり困惑させられた と述べた。その人的管轄権の扱いは、本案での争 点のように思われるとし、領域的管轄権と人的管 轄権とがどのように相互に関係しているのか不明 瞭であると評価した。さらに、この判決に基づけ ば、条約1条の管轄権は、本質的に領域的なもの と称することは無理である、なぜなら領域性は人 的管轄権が確立されれば全く的外れのものになる からである、と指摘し、「締約国の責任はその国外 で効果を生じさせる国家機関の行為によっても生 じうる」という判決の文章を額面通りに受けとれ ば、それだけで十分に人的管轄権が確立されると した。これまでで最も幅広い主張であると評価し た。続けて、この主張は、その行為が領域内でな されれば理解できるが、その行為も結果も領域外 で生じるのであれば理解しにくいとし、「責任 は・・・生じうる」の「うる」(can) が強調され なければならないとした。

(12) M v Denmark (1992)

これは再度、大使館・領事館の行動に関する人 権委員会の決定である。統一前のドイツにおいて、 原告は東ドイツに住んでいたが、西ドイツに移ろ うと試み、東ベルリンのデンマーク大使館に入館 し、西ドイツへの移動を認めるように東ドイツ当 局との交渉を迫った。デンマーク大使館の要請を 受け、東ドイツ警察が大使館内に入り、原告らに 連行を求め、原告は逮捕され有罪判決を受けた。 原告は、デンマークの様々な人権条約違反を訴え た。

委員会の決定は、原告の全面敗訴であったが、Xv United Kingdom (1977)事件判決を引用しながら、 国家機関がその権限を人や物に行使するに応じて、 それらの人や物もその管轄に含んでいくことは明 確であるとし、大使の行為はデンマークの管轄に 含まれるとした。しかし、大使館はデンマーク領 域の一部ではなく、したがって事件が生じたとき、 原告はデンマーク領域にいなかったので、原告が 主張した条約の条文は適用されないとした。

女王座部は、人権委員会の見解を正確に理解で きたか、確信を持てなかった。この決定が議論の 一方をその他方よりも支持しているのかどうか、 述べることは難しい、と。

(13) Loizidou v Turkey(Preliminary Objections)
(1995) <sup>15)</sup>

これは、先行的抗弁に関する人権裁判所大法廷 判決である。1991年の Chrysostomos v Turkey 事 件に関する人権委員会決定に不服であった原告が 人権裁判所に付託した事例である。

人権裁判所は、領域的管轄権の例外として、ま ず 1989 年の Soering v United Kingdom 事件判決 を引用して、引渡・追放は条約3条の問題を生じ させ、その国の責任が惹起されるとし、次に 1992 年の Drozd and Janousek v France and Spain 事 件判決を引用して、締約国の責任はその国外で効 果を生じさせる国家機関の行為(国外のものも含 む)によっても生じうるとし、人権条約の目的か らすれば、軍事行動(その適法・違法に関係なく) の結果、締約国がその領域外においてある地域の "実効的な支配"をおこなった場合にも、その国 の責任が惹起されるだろうとした。結論として、 原告の訴えは条約1条に含むことができるとした が、女王座部は、この「できる」(capable)を強 調し、1991年の委員会決定でのより確定的な表現 からの変化を反映していると評価した。訴えられ た事項がトルコの責任なのかの問題については、 人権裁判所は本案の裁判所において決せられるだ ろうとした。

女王座部は、この判決に 4 つのコメントを付け た。その1、1991年の Chrysostomos 事件の委員会 はその決定の中で、1975年の Cyprus 事件委員会決 定に言及し、そこからの関連文章を入れ込んだが、 この裁判所はそうせずに、Cyprus v Turkey事件 決定を間接的に参照しただけである、つまりその 脚注で 1992年の Drozd 事件判決への参照を示し、 その中の脚注で Cyprus 事件決定への参照が示さ れた。その2、この判決は例外を生じさせる3つ

の理由を示した。ア) 1989 年の Soering 事件判決 を引用して、引渡・追放は条約3条の問題を生じ させるとした。しかし、女王座部は、原告の立場 と同様に、関連する締約国の行為も、国外で原告 に生じるかもしれない危険を根拠に条約3条が関 わってくるとしても、共にその国の領域内である ことに指摘する。イ) 1992 年の Drozd 事件判決を 引用して、締約国の責任は国外で効果を生じさせ る国家機関の行為(どこでなされようと)によっ ても生じうるとした。女王座部は、再度、この理 由はこれまでで最も幅広い主張と見なされるだろ うとし、「責任が・・・生じうる」の「うる」(can) の幅に大きく左右されるとした。ウ)別の原理「締 約国がその領域外においてある地域の"実効的な 支配"をおこなった場合、責任が惹起される」を 編み出した。女王座部は、こうした用語が人権裁 判所(人権委員会を含む)によって編み出された あるいは採用されたのは初めてであるとした。 1975年の Cyprus 事件決定においては、人権委員会 は人や物への軍隊による"支配"(control)の行 使について述べたに過ぎない。その3、女王座部 は、イラクの行為が管轄に含まれうるとして原告 の主張の受理を認めたその根拠は3つの理由のど れなのか(もし全部でないならば)、裁判所は明ら かにしていないとしながらも、その根拠は3番目 の理由であるという主張の存在を認めている。そ の4、この判決全体の中に含まれている理論付けは、 裁判所が条約1条に関して、幅広い見解あるいはある 程度幅広い可能性のある見解を採用していることを示 していると、Mr. Singh が主張することを可能にして いると女王座部は評価した。

(14) Loizidou v Turkey (Merits) (1996)

これは、本案に関する人権裁判所判決である。 人権裁判所は、領域的管轄権の例外として、締約 国の責任がその国外で効果を生じさせる国家機関 の行為によっても生じうることを述べた後、この 事件に特別な重要性をもつものとして、軍事行動 (その適法・違法に関係なく)の結果、締約国が その領域外においてある地域の"実効的な支配" をおこなった場合にも、その国の責任が惹起され るだろうとした。そして、トルコが実際に北キプ ロス・トルコ共和国当局の政策や行為に細やかな 支配をおこなっているか否かを決定する必要はな く、トルコ軍がその島の関連箇所で、実効的な全 般的支配(effective overall control)をおこな っていることは、そこでの実戦行動に参加してい る大規模な兵力から明らかである、とした。

女王座部は、前の先行的抗弁に関する判決を主 として"その地域の実効的支配"に基づくものと して理解しようとしたことの正しさが、この判決 によって示されていると評価した。

(15) *Cyprus v Turkey* (1996)

この事件は、北キプロス紛争に関わる3番目の 訴訟であり、1975年のものと同じくキプロス政府 によって人権委員会に申し立てられた。人権委員 会はその訴えの受理を認め、本案の審理は後に回 した。人権委員会は、トルコの管轄権が北キプロ スに及ぶか否かの問題は、究極的にはトルコの責 任の問題に巻き込まれていて、本案の審理におい て最終的に解決しうるという被告の主張に同意し た。が、続けて、この委員会の審理は、原告によ って訴えられた事項がトルコの管轄に含まれうる か否かの決定に限定してなされるとし、この決定 は、本案で決定される問題、つまり訴えられた事 項が本当にトルコの責めに帰しその責任を惹起さ せるのか否かの問題の事前判断では決してない、 とした。

女王座部は、この決定を重要性の高いものと見 なした。なぜなら、これまでの判決・決定の引用 ができるだけ幅広く意味するよう表現されてきた 理由を説明しているかもしれないからである。言 い換えれば、人権裁判所・人権委員会は、受理審 査の段階では、管轄権が基礎づけられる原理を明 確にすることに、またそれを示すことにも関心を 持っていなかったのではないか、と指摘した。

(16) Yonghong v Portugal (1999)

これは、1990 年の Bui van Thanh v United Kingdom 事件と同じ争点をもつもので、受理に関す る人権裁判所判決である。原告は台湾人であり、 マカオで逮捕され、マカオ当局は中華人民共和国 の要請により引き渡そうとした。原告は条約3条 違反を訴えた。ポルトガルは、その植民地である マカオには人権条約56条に基づいてその適用をお こなっていなかった。裁判所は、1992 年の Drozd and Janousek v France and Spain 事件判決を参 照し、締約国の責任は国外で効果を生じさせる国 家機関の行為によっても生じうるとしながらも、 人権条約 56 条の趣旨から、条約の適用範囲を拡大 する宣言がなされていない場合は、締約国が責任 を有する地域についても、条約は適用されないと し、したがって裁判所はこの訴えを審理する領域 的管轄権を有していない、とした。

女王座部は、マカオへの条約適用がなかったこ とが決め手となったのか、あるいはその引渡にポ ルトガル当局の関与がなかったことが決め手とな ったのか、曖昧さが残ると指摘し、前者であろう が後者の可能性も排除できないと評価した。

(17) Cyprus v Turkey (2001)

北キプロス紛争に関わる3番目の訴えに対する、 人権裁判所の、受理と本案を合わせての判決であ る。1996年の Cyprus v Turkey 事件の人権委員会 から付託されたものである。 人権裁判所は、1996 年の Loizidou v Turkey (Merits) 事件判決を参照 しながら、北キプロスでの"実効的な全般的支配" から、トルコの責任はそれ自身の兵士・将校の行 為に限定されず、トルコ軍その他の支援で存続し ている地方当局の行為も関わってくるとし、責任 の範囲は人権条約に規定されているすべての実体 的権利に及ぶ、とした。さらに、個々の人間を保護 するヨーロッパ公序の文書であるというこの条約の特 別の性格、および「締約国が行った約束の遵守を確 保する」と人権条約 19 条に規定された使命を考慮 しなければならならいとし、この事件で問題の事 項はトルコの管轄に含まれ、したがって被告の責 任を惹起させる、とした。

女王座部は、何がこの判決の理由付けになって いるのか、よくわからないと評価した。人権裁判 所は、ある意味では管轄権という先行的問題を扱 うと主張しながらも、事実認定がされる段階では 主として国の責任という用語で説明していった、 と指摘した。また、人権条約のヨーロッパ公序の文 書としての性格付けに関して、Mr. Singh と Mr. Greenwood との間の争点も取り上げた。Mr. Greenwood は、北キプロス訴訟の本当の理由付けは、それまで人 権条約のキプロス管轄内にいた北キプロスの人々がそ の外の真空状態に追いやられることを裁判所が否定し たことの中に見いだされる、との主張を、この判決で 根拠づけたが、女王座部は、この理由付けは、いずれ にしても 1995 年の Loizidou v Turkey (Preliminary Objections) 事件判決以後の"その地域の実効的 支配"原理に依拠したものであると評価した。他 方、Mr. Singh は、この性格付けを、余分なものと見 なした。

(18) Al-Adsani v United Kingdom (2001) <sup>16)</sup>

イギリスとクウェートの国籍を有する原告が、クウ ェートで誘拐され拷問を受けたとして裁判所に訴えた 事件である。女王座部は、この判決によって、Soering v United Kingdom 事件判決の原理が働くのは、国 外で拷問等を確実に引き起こすと思われる被告国 の行為がその管轄内でなされている場合であるこ とが示されたとした。

(19) Bankovic v Belgium (2001)

この事件の概要を説明する。コソボにおけるセ ルビア人とアルバニア系住民との紛争は25万人に 及ぶ国外避難民を発生させ、またセルビア人によ る民族浄化運動によって多くのコソボ住民が虐殺 された。これに対し、NATO 軍は旧ユーゴスラビア 連邦 (FRY) 領域内のコソボを、1999年3月から6 月まで空爆したが、地上軍の派遣はなかった。1999 年4月のミサイルによる空爆で、ベオグラードの 放送局が破壊され、一般市民を含む 32 人の死傷者 が出た。これらの負傷者および死者の遺族たちが、 ベルギー他 16 カ国(人権条約締約国であった)を、 人権条約 2 条の生命に対する権利他が侵害された として、ヨーロッパ人権裁判所に訴えた (FRY は条 約締約国でなかった)。争点は、原告たちが条約 1 条の意味する被告国の管轄権に含まれるか否かで あり、大法廷において審理され、含まれないと決 せられた。

女王座部は、この判決を次のようにまとめた。 大法廷は、基本的な問題を、被告の「領域外の行 為」の結果、それによって負傷・死亡した者たち が被告の管轄に含まれるか否か、であるとし、ウ ィーン条約法条約(1969年)の規則に照らし条約 1条の用語の「通常の意味」を考えれば、国家の管 轄権は領域的なものであるとした。したがって、 ある国家は他国による同意、要請、黙認なしには その国の領域内で管轄権を行使することはできず、 ただ他国を占領している国家の場合には、その占 領地において少なくとも一定の事項について管轄 権を行使できるにすぎないのであり、領域外の管 轄権は例外的なもので、各場面の特定的な状況の 中で特別の正当化を必要とするとした。

そして、従来の人権裁判所の判決に関して、管 轄権が本質的に領域的であるという立場を維持し つつも、例外的な場合として、締約国が領域外で おこなった行為あるいは領域外で効果が発生する 行為が、条約1条の管轄権の行使にあたると認め てきたとし、しかし Soering v United Kingdom 事 件などの引渡・追放に関する判決は領域外で効果 が発生する行為に関連するとしても、領域外の管 轄権に関する前例としては適切ではないとし、北 キプロスに関する 1992 年の Drozdand and Janousek v France and Spain 事件判決などから、 この例外的な場合は、被告国が関係領域あるいは その外国住民に対し、軍事占領の結果からのある いはその領域の政府の同意、要請、黙認による"そ の地域の実効的支配"を通じて、通常であればそ の政府が行使する公的な権力の一部を行使してい る場合だけであるとした。そして、それに付け加 えて、国際法で認められている外交機関、領事館、 船舶、航空機を例外として挙げた。

さらに、原告の、本件を管轄内として扱わないので は公序擁護の使命(ordre public mission)は果たさ れず、人権保護の条約体制に不幸な真空を残すことに なるとの主張に対しては、この裁判所の義務は、個々 の人間を保護するヨーロッパ公序の基本的な文書であ るというこの条約の特別の性格を尊重することであり、 その役割は、条約締約国の約束の遵守を確保すること であるとし、この条約は、同第56条(締約国は、国際 関係について自国が責任を有する地域についてこの条 約を適用することを宣言できる)に従って、本質的に 地域的な文脈の中で、また特に締約国の"法的空間" (espace juridique)の中で機能する多国間の条約で あるとした。

1965 年から 2001 年までのヨーロッパ人権裁判 所の判決(同人権委員会の決定を含む)を概観し て、女王座部は、Bankovic v Belgium 事件判決 を次のように位置づけた。ア)この判決が初めて、 条約1条の管轄権の問題を国際法の背景およびそ の基礎との関連で検証した、イ)同様にこの判決 が初めて、1条に関わる条約の起草原稿を参照した、 ウ)この判決で問われた本質的な問題は、Loizidou v Turkey 事件判決において検討されたもの、つま りその訴えは被告国の管轄権に"含まれうるか否 か"である、エ)この判決が初めて、条約1条の 管轄権は基本的に"領域的な"ものであると宣言 した、オ)条約1条の管轄権が領域外に及ぶとい う従前の例の引用が、ほとんどの場合、可能性と して示されているのに対し、管轄権の領域外行使 に関するこの判決自身の理解は、"例外的"と表現 され、関連地域の"実効的な支配"の事例に限定 されている、カ)その他、管轄権の領域外行使と して認められた事例は、外交機関、領事館、船舶、 航空機など国際慣習法が国家の管轄権外の行使を認め てきた場合であった、キ)この判決は、条約の本質的 に地域的な内容とその目的を、次のように強調した。 条約56条によりその適用を広げた明白な事例を示し、 条約は締約国の行為であっても、世界中に適用される ようには作られていない、条約のねらい("公序擁護の 使命")は、その目的を国際化するために、またはそ の範囲をそれ自身の"法的空間"の外に拡大するため に使われてはならない、と。ク)その一般的な哲学と して、2001年の Cyprus v Turkey 事件判決の"真空 状態"に関する言及は、条約の世界的規模の望みに向 けられたものではなく、北キプロスの人々がかつては 享受していた条約の成果を奪われているという"全く 別の状況"に向けられたものであると強調した、ケ) 条約2条・3条の権利・自由を、条約全体としてのそ れらから切り離すことができない理由を説明した。

#### (20) *Öcalan v Turkey* (2003)

女王座部が、2001 年の Bankovic v Belgium 事件 判決以後の判決で参照されなければならないと考 えた、二つの判決のうちの一つである。原告は、 トルコ国籍を有していたが、トルコ当局からテロ 行為を扇動していると批判されている、クルド人抵 抗組織 PKK(クルド労働者党)の指導者であった。彼は ケニヤで逃走していたが、ケニヤ当局によってトルコ 当局に引き渡され、トルコ当局は、ナイロビ空港の国際線飛行機の機内で彼を逮捕した。その後トルコに連 れて行かれ、長期間拘禁され、最後に裁判にかけられ、 有罪・死刑が宣告された。彼は、条約6条に反する不 公正な裁判を受けさせられたこと、その刑の執行は条 約2・3条に反すること、彼がケニヤからトルコに移 送され、裁判まで拘禁された状況は、条約3条の非人 道的な取扱いに相当することを主張した。人権裁判所 は、条約6条と3条の違反があったとし(ただし、不 公正な裁判に続く死刑判決に関してのみ)、その他の2 条・3条違反は認めなかった。

この逮捕が、トルコの管轄外であるナイロビ空港の 国際線飛行機の機内でおこなわれたという事実に関連 して、トルコは、これは適法なもので、法律に規定さ れた手続きに合致しており、ケニヤとトルコの協力に よってなされ、公式な引渡条約は存在しなかったが、 ケニヤの国家主権および国際法を侵害するではなかっ たと主張した。裁判所は、この主張を全面的に受け入 れたが、トルコが Bankovic 事件判決に照らせば原 告の国外での逮捕からトルコの責任は惹起されな いと断定したことに関しては、原告がケニヤ当局 によってトルコ当局に引き渡された後は、原告は トルコ当局の実効的な権限の下にあり、したがっ てその管轄に含まれていたとし、この事件の状況 は Bankovic 事件判決のそれとは区別することがで き、特にこの原告は、身体的に強制されて移送さ れたのであり、その後もトルコ当局の権限と支配 の下にあった、判断した。

Mr. Singh と Mr. Greenwood は、この判決の解釈 に関しても対立した。Mr. Singh はこの判決を、これ までの彼の主張、つまり Bankovic 事件判決はそれま でのヨーロッパ人権裁判所の判例を変更するもの ではなく、分水嶺ではないことを証明していると 解した。これに対し、Mr. Greenwood は、この判決 はトルコ航空機という特別な例外、あるいは航空 機内での逮捕の瞬間は原告のトルコへの移送のプ レリュードでしかなかったという事実に基づく特 例であったと解した。

女王座部は、人権裁判所が既に Bankovic 事件判 決の中で、Öcalan v Turkey 事件の受理に関する人権 委員会決定においては、管轄権の問題はトルコによっ て主張されなかったことを指摘していたことに注目し、 Öcalan v Turkey 事件の本案審理は管轄権の問題を抜 きにして行われたとし、したがってこの判決を参考と なる判決として扱うことはできないと評価した。そし て、この事件を Bankovic 事件と区別するものは、 問題となった違反がトルコへの強制移送とそこで の拘禁であったと結論づけた。

(21) Ilaşcus v Moldova (2004)

女王座部が、Bankovic 事件判決以後の判決で参照

されなければならないと考えた、二つの判決のう ちの残りの一つである。受理審査段階で、人権委 員会は、管轄権の問題は本案の審理に巻き込まれ ているので、この段階で決定するのは不適切であ るとした。したがって、この人権裁判所が、管轄 権と本案ともに決定することになった。

この事件は、Loizidou v Turkey 事件のモルドバ 版であるが、原告はトルコ(ここではロシア)と 共にキプロス(ここではモルドバ)を訴えた。事 件は人権条約締約国であるモルドバで発生したが、 その中のドニエストル川東岸地域は「沿ドニエス トル共和国」として知られている分離支持者の地 域となっており、モルドバは条約を批准する際に その東岸地域については、その支配の不在を根拠 にその責任の免除を求める宣言を発していた。裁 判所は、国際法の下ではモルドバが東岸地域の唯 一の正当な政府であると認めながら、その権限を 行使していなかったことも認めた。

裁判所は、モルドバの管轄権と責任に関する争 点を、次のように分析した。締約国が、他国によ る軍事占領によるものであろうとなかろうと、分 離地域がつくられるような事実上の強制支配によ って、その全領域に関する権限を行使できなくな る場合でも、締約国は、一時的に反乱軍または他 国に支えられた地域当局に管理される領域の一部 に対する、条約1条の管轄権を失うことはない。 このような現状が管轄権の範囲を狭くするにもか かわらず、条約1条に基づく締約国による保障は、 その管轄内の人に対するのみ、検討されなければ ない。つまり、当該国家は、条約上の権利と自由 の享受を保障し続けるため、国家および国際機関 に関して利用可能なすべての法的かつ外交的手段 を用いて、努力しなければならない。そして、裁 判所は、当該国家によって実施された手段が適切 かつ十分なものであったか、検証しなければなら ならず、上手くいっていない場合は、それでも可 能であった最小の努力とはどの程度のものだった のか、それは実施可能であったのか、を決定しな ければならないとし、原告はモルドバの管轄に含 まれる、その責任は、モルドバが実効的な権限を 行使できない地域で生じた違反であるから、条約 に基づく積極的な義務の観点から評価されなけれ ばならない、とした。

裁判所は、ロシアの管轄権と責任に関しては、 次のように述べた。「沿ドニエストル共和国」はロ シアの支援によって設立され、現在もその実効的 な権限の下に、少なくとも決定的な影響の下にあ り、ロシアからの軍事的、経済的、財政的、政治 的支援によって存続していることは事実であり、 したがって、原告はロシアの管轄に含まれロシア の責任が惹起される、とした。

女王座部は、締約国による問題の領域の支配に 関する限り、この判決は、1995 年の Loizidou v Turkey 事件判決および 2001 年の Cyprus v Turkey 事件判決と原理において何らの進展はない、北キ プロス紛争と同様、モルドバもロシアも条約締約 国であった、と評価した。

(22) Isaa v Turkey (2004)

この事件の人権裁判所判決は、女王座部がこの 判決を書き上げかけたときに、公表されたもので ある。この判決は、Mr. Singh と Mr. Greenwood と の間に文書での、あるいは口頭でのさらなるやり 取りを引き起こし、女王座部の判決の再検討を促 した。

女王座部は、この判決が非常に重要なのはイラ クに関するものだからであると指摘した。1995 年 3月19日から4月16日までの約1ヶ月間、トルコ 軍は国境を越えて北イラクへ侵攻した。その目的 は、北イラクで避難場所を探していたテロリスト の捜索と追放であった。6人の原告は、1995 年 4 月2日にトルコ軍に拘束され、その後殺害された7 人の羊飼いの遺族である。条約2条、3条、5条、 8条、13条、14条、18条を根拠に訴えがなされた。

トルコは、問題の村落の10km以内には立ち入って いないと反論した。裁判所は、その地域にトルコ 軍が立ち入ったことを、合理的疑いを超える水準 の証拠によって立証することができなかったこと に基づいて訴えを棄却した。

この訴えの受理は、既に(2000年5月)、トルコ 側から当該事件はその管轄の外で発生したという 指摘がなされないまま、認められていた。本案審 理において、トルコは管轄権の問題を取り上げよ うとし、原告はそれを手遅れであるとして反対し たが、裁判所は、この問題は訴えの事実と密接に 絡み合っており、本案審理に留保されていたと考 えなければならない、とした。女王座部は、裁判 所が本案審理においても羊飼いたちの死はトルコ 軍の責任に帰せられないと認定し続けたので、な ぜ故意に管轄権の問題を取り上げ、解決しようと したのか、不明であるとし、近い将来、2003年の イラク侵攻から派生する訴えがこの問題の判断を 必要とするようになることに、裁判所が気づいた からではないか、と推測した。管轄権の問題を避 けることができたときにそうしなかったというこ とは、その判決理由が厳密に言えば傍論で述べら れていようと、綿密な考察に値するものに間違い ないとする Mr. Singh の主張に力を与えると、評価し た。

本審理において、トルコは、Bankovic 事件判決に 基づいてイラクは条約の"法的空間"の外にあり、 この"法的空間"という概念は Bankovic 事件および 北キプロス事件での決定を理解する上で基本とな るものだった、と主張した。さらに、北イラクで の限られた時間と目的のためのトルコ軍の存在は、 その地域での実効的支配の行使に該当しなかった、 とした。

これに対し、原告は、管轄権の問題は Bankovic 事件判決によって変更されておらず、北キプロス 事件判決、1992 年の Drozd and Janousek v France and Spain 事件判決および国際法の原則に基礎づ けられていると見なされていると主張し、侵攻の 事実に関しては、トルコ軍の行動(3万5000人の 兵力をヘリコプター・戦闘機とともに派兵)は1995 年と1996 年の Loizidou v Turkey 事件判決の中の

"実効的な全般的支配"に十分に相当するとした。 また Bankovic 事件とは異なり、羊飼いたちは意図 的に狙われ殺害されたと指摘し、さらに彼らは戦 争犠牲者保護の1949年ジュネーブ4条約の第4条 の「保護される者」に該当するとし、国際法に基 づけばそれらの犠牲者が明らかにトルコの管轄に 含まれるという事実は、自分たちの主張をさらに 強固なものにすると主張した。

人権裁判所は、「一般的原理」との表題の下で、 その判断を示した。Bankovic事件判決を引用して、 条約1条の管轄権は国際法上の意味を考慮したも のでなければならず、基本的に領域に基づくもの であると述べ、続けてLoizidou v Turkey(Merits) 事件判決を引用して、その地域の"実効的な支配" を例外の原理として示した。さらに、1992年のMv Denmark事件判決を引用しながら、他国の領域内で はあるが、締約国の機関を通じて(合法か違法か は別として)締約国の権限と支配の下にあるとさ れる人にも人権条約が適用されるという例外も示 した。この例外は、条約1条を、締約国が自国で は許されない違反を他国では犯すことができると 解釈することはできない、という事実から導かれ るとした。

女王座部は、この判決には領域原理に対する二 つの例外が述べられているとし、その一つが、北 キプロス事件での、その地域の"実効的な支配" であったが、この原理は条約の法的空間でのみ適 用されるというトルコの主張に対する応答は何も なされなかった、と指摘した。二つ目として、他 国の領域で活動する締約国の"機関を通じてのそ の権限と支配"の行使に関わるものを挙げ、これ を幅広い主張であると評価した。そして、判決は 当初、第二の例外の適用を始めながら、第一の例 外の適用を検討して、トルコ軍の兵力の大きさを 認めながらも、その実効的な全般的支配は認めな かった(北キプロス事件との差異として、軍隊の 長期にわたる駐留、その地域全体への配置、定期 的なパトロールとすべての主要幹線における検問 を挙げた)。女王座部は、この第一の例外の適用に 関して、二つの指摘をおこなった。その一つは、 この判決は、もし"その地域の実効的支配"が事 実に基づいて認められれば、条約の法的空間の外 にある地域でも当該締約国の管轄内のものとなる ことを、理論上認め、締約国の法的空間と世界の 他の空間との違いを認める原理を完全に欠落させ るものとなっている、と。もう一つの指摘は、Mr. Singhの主張の妥当性に関わるものである。彼は、"そ の地域の実効的支配"の原理が事実に基づいて否 定された後、この Isaa 事件に適用できた原理は、"機 関を通じてのその権限と支配"の原理であると主 張し、判決の「究明されるべき本質的な問題は、 事件当時、殺害がおこなわれた場所でトルコ軍が 活動をおこなっていたかどうかである」に着目し て、第二の例外を適用している、とした。そして、 Bankovic 事件判決以降も、人権裁判所は、第一の 例外であろうと第二のそれであろうと幅広い領域 外適用の原理を用意し、それをイラクまで拡大し た、と主張した。女王座部は、Mr. Singh の主張に 立てば、イラクでトルコ地上軍が生じさせた死とセル ビアで NATO 軍空爆によって生じた死との間の管轄上 の違いを説明することは難しい、と評価し、それらの 羊飼いたちは殺される前に拘束されていたという事実 が重要ではなかったのか、と指摘した。

# 4. 2. 人権裁判所判決から導き出されること

管轄権に関するヨーロッパ人権裁判所の一連の 判決(ヨーロッパ人権委員会の決定を含む)から、 高等法院・女王座部は、次のような結論を導き出 した。

(1) 条約1条の管轄権の基本的な性質は、領域的 なものである。これは、国際法のおける主権の性 質から、この条約が国際法の原則につながってい るという事実から、条約1条の起草過程から、条 約56条に示されている領域外適用方法から、この 条約自体の基本的な地域的な性質から導かれる。

Bankovic 事件判決は、この基本的な見解とその 理由付けを支える代表的な判例であり、その影響 はその前後の判決に及んでいる。下記(5)でさら に詳しく説明する。

(2) 条約1条の管轄権にいくつかの例外が存在していることは、共通認識となっているが、その例外の適切な説明に関しては、議論がある。Soering v United Kingdom 事件判決は、正確には例外原則にはならない。もし条約が適切に適用されれば(締約国内での追放という行為それ自体が、条約違反の結果を生みだす)、原告は国外に行くことも、恐

れていた危険に遭うこともなかったからである。 したがって、Soering 事件判決を管轄外で発生す る効果に着目した領域外適用の幅広い原理の例と みなすことは、誤解を生むものとなる。

(3) しかし、締約国が、合法か違法かは別として その地域に"実効的な支配"を及ぼしている場合 は、例外が存在することになる。この原理は、最 初は 1995 年の *Loizidou v Turkey* (Preliminary Objections) 事件判決で登場したが、その後主要 な理由付けとなり、2004 年の *Ilaşcus v Moldova* 事 件判決においても用いられた。

この原理の重大な問題は、これが締約国の領域外の 地域でも適用されるか否かである。事実として、この 原理は、ヨーロッパ人権裁判所判決(人権委員会決定 を含む)において締約国の領域内でのみ適用されてき た。結論は、下記(9)で述べられている。

(4) もう一つの例外の原理である "機関を通じての その権限と支配"について、検討する。この原理 は、1965年の X v Federal Republic of Germany 事 件の人権委員会決定にそのルーツを辿ることがで き、そこでは締約国の領事館職員から国外におい て何らかの処分を受けた締約国の国民は、その管 轄に含まれる可能性が示された。その後、1975年 の Cyprus v Turkey 事件、同年の Hess v United Kingdom 事件、1977 年の X and Y v Switzerland 事件、同年の X v United Kingdom 事件、1991 年の Chrysostomos v Turkey 事件、1992 年の M v Denmark 事件の各人権委員会決定において引用され、それ らの決定では管轄外適用に関する幅広い見解が示 されていたにもかかわらず、北キプロス関係の事 件以外、その訴えはすべて不受理となった。した がって、これらの決定から、領域外適用を可能に するこの原理が狭く評価されているのか広く評価 されているのかを判断することは難しい。次に、 1978 年の Tyrer v United Kingdom 事件、1989 年 の Soering v United Kingdom 事件、1990 年の Bui van Thanh v United Kingdom 事件、1992 年の Drozd and Janousek v France and Spain 事件の各人権裁 判所判決からも、この原理を評価することは難し い。また、Bankovic 事件判決直近の人権裁判所判 決の中の北キプロス紛争に関するもの、つまり 1995 年の Loizidou v Turkey 事件 (Preliminary Objections)、1996 年の Loizidou v Turkey 事件 (Merits)、1996 年の Cyprus v Turkey 事件、2001

(Merits)、1996年のCyprus V Turkey 事件、2001 年の Cyprus v Turkey 事件の各人権裁判所判決 (1996年 Cyprus 事件は人権委員会決定)から見れ ば、上記の人権委員会初期の幅広い人的管轄権ア プローチは、現在主要な理由付けとなっている"そ の地域の実効的支配"原理に基づく特別な例外に 取って代わられている。トルコ管轄権関与の理由 付けを導き出しているものは、人や物に対するに 対する権限の人的行使ではなく、北キプロス内の 新しい軍事的、市民的政府としてのトルコの責任 である。"機関を通じてのその権限と支配"の原理 に戻れば、下記(5)で示されるように、それは人 的管轄権の幅広い原理ではなく、領域管轄権とい う基本原理の枠の中の限定された例外である。下 記(8)でも補足がなされている。

(5) こうした判決の後に、*Bankovic*事件判決が出 されている。この判決は、条約1条の管轄権原理 を支える理論および国際法を考察した最初のもの であり、したがって分水嶺と評価することができ るものである。領域の範囲、ヨーロッパ公序、法 的空間の重要性は、排他的なそれと包括的なそれ の両方を有している。人権条約は共通の遺産をも つヨーロッパのための法的秩序を立ち上げている という意味では排他的な、人権条約の水準維持の 保障に特別の配慮が求められるというヨーロッパ 圏においては包括的なものである。Bankovic 事件 判決においては、初期の判決(決定を含む)にお ける管轄外適用の理由付けは、国際法や条約に基 づく外交機関、領事館、船舶、航空機などの例外 的ものに限定されながら、引用された。その後の Öcalan v Turkey 事件 (2003 年)、Ilaşcus v Moldova 事件(2004 年)に関する人権裁判所判決には、 Bankovic 事件判決の主旨に反するものは含まれて いない。

(6) しかしながら、直近の人権裁判所判決である *Isaa v Turkey*事件判決(2004年)と*Bankovic*事 件判決との関係をどのように評価するか、が課題 として生じる。Mr. Singh は、Bankovic 事件判決は Isaa 事件判決に照らせば分水嶺ではなく、締約国 がその機関を通じて国外の人にその権限と支配を 及ぼしていくため活動すれば、いつでもどこでも 領域外適用が生じるという幅広い原理について、 Bankovic 事件判決は触れていないと主張したが、こ の主張は、認められない。Bankovic 事件判決は、条 約の管轄権の領域的な性質を完全に損なってしま うような、このような幅広い原理を支持していな い。同じ理由から、Isaa 事件判決の中の幅広い原 理は Bankovic 事件判決と一致していない。この幅 広い原理を支持するとして Isaa 事件判決が引用 したその判例は、実は十分にその原理を支えるも のではなく、その中の幾つかの判決は既に Bankovic 事件判決においてその意味を割り引かれ ている。

(7) Mr. Singh は、1998年人権法2条1項<sup>17)</sup>に基づ いて、*Isaa*事件判決を考慮することはイギリス裁 判所の義務であると主張した。彼は、*Isaa*事件判 決を、イラクを扱っていることから、ヨーロッパ

人権裁判所判決の中で最も関連の深いものである と主張した。彼は、Bingham 卿の意見「裁判所は、 特別な事情がないなら、ストラスブール裁判所の 明白で一貫した判例に従うべきである」(R(U11ah) v Special Adjudicator [2004]2 AC 323), para 20) に信頼を置いた。しかしながら、*Isaa*事件判決の 中の幅広い原理は"明白で一貫した判例"に従う ものではない。逆に、この判決の原理は、Bankovic 事件判決およびその直近の一連のヨーロッパ人権 裁判所判決と一貫していないものである。ストラ スブールには一つより多くの学派があるのかもし れないし、またイラクでの最近の出来事を人権条 約の範囲をはるかに超えるものとしてはならない という理解できる関心があるのかもしれない。し かし、現時点において、Bankovic 事件判決に示さ れる有力な学派が存在しており、1998年人権法2条 1 項の義務を負っているのは、この学派に対してであ る。

(8) 国際法で認められている特別な事例の管轄外 適用について、さらに詳細な理由付けを、敢えて 提示してみる。締約国とは分離した、しかし準・ 領域的性質をもつ地域について、あるいは国外で の国家機関の存在がその相手国に同意され、国際 法によって保障されている場合には、認められる、 とするものである。これには、外交関係の事務所、 領事館、船舶、航空機などが含まれる。Mr. Greenwood は、この領域外適用の例外は、原告が被 告である締約国の国民である場合に限定されると 主張したが、この主張は多くの判決からは支持さ れていない。国家機関がその国民に、彼がどこに いようと支配を及ぼすことができるような、領域 原則に対する追加の例外があるのか、という別の 問題が存在するようであるが、ここでは取り上げ ない。

(9) *Isaa* 事件判決は、法的空間の原則を認めて いたが、非締約国もそこで締約国の実効的な支配 がおこなわれれば条約の適用領域になると主張す ることによって、法的空間の原則を無効なものに することには成功しなかった。これまで示した理 由から、*Isaa* 事件判決をこの原則を覆しているも のと見なすことはできず、この点において 2001 年 の *Cyprus* 事件判決、*Bankovic* 事件判決から首尾 一貫しているものである。したがって、"その地域 の実効的支配"の原理は、イラクには適用されな い。

#### 5. 事実に適用される原理

イラクはヨーロッパ人権条約の領域圏内ではないので、本件の原告は、"その地域の実効的支配"

原理に基づく領域外適用の例外として、イギリス の条約1条の管轄に含まれるということにはなら ない。残された問題は、本件が関わっている死が、 国家機関の領域外活動から生まれるもう一つの例 外に含まれるか、である。原告の中で、始めから5 人の事例と、最後の6人目の事例を分けて考える。 陸上での軍事行動によって生じた死は、つまり始 めの5人の事件は、判例が度々引用している大使 館、領事館、船舶、航空機での(からの)国家機 関の活動の様々な例に含まれるとは思われない。 これに対して、6人目の Baha Mousa の事例では、 彼は、軍事行動の犠牲者ではなく、戦争捕虜でも なかった。彼はイギリス軍によって逮捕され、そ の軍事基地で拘禁され、殴打されて死亡した。イ ラク当局の同意に基づきイラクで活動しているイ ギリス軍の軍刑務所が、大使館、領事館、船舶、 航空機などに限定された例外に含まれると考える ことは、領域外管轄権の濫用にあたらない。した がって、始めの5人は、条約1条の管轄権には含 まれないが、6人目の Baha Mousa は含まれる。

## 6. まとめ

*A1-Skeini*事件に関する高等法院・女王座部判決 については、1998年人権法に関する判例、あるい はヨーロッパ人権条約2条・3条が求める公開調査 に関する検討が残されているし、この*A1-Skeini* 事件に関しては、控訴院、貴族院、そしてヨーロ ッパ人権裁判所での各判決の検討が残されている。 本稿のタイトルに「その1」が付されているのは、 そのためである。

*A1-Skeini*事件の各判決については、かなりの数の批評が公表されており、現在も発表が続いている(特に 2007 年 6 月の貴族院判決と 2011 年 7 月のヨーロッパ人権裁判所判決に関して)。

ここでは、まず、高等法院・女王座部判決を最 初に批評した Philip Leach による"The British military in Iraq – the applicability of the *espace juridique* doctrine under the European Convention on Human Rights"<sup>18)</sup>を簡単に紹介し ながら、この判決の意味を考察する。Philip Leach は、*Bankovic*事件判決を変更する判決として 2003 年の Öcalan v Turkey 事件判決と 2004 年の Isaa v Turkey事件判決を紹介している。Öcalan 事件判決 は、"実効的な支配"の原理から、締約国の法的空 間外での行動が管轄権に含まれることを導き出し ているとして、Philip Leach はこれを"人的管轄 権"の適用例と考え、この"人的管轄権"の原理 が、Bankovic 事件判決における外交機関、領事館、 船舶、航空機に限定されたものから漠然としたも

のへと変化し、Öcalan 事件の"トルコ防衛軍のメン バー"という用語は、外交機関・領事館よりも広範 な国家公務員を含むものであるとし、これらとイ ラクでパトロールをしているイギリス軍兵士をど うやって区別することができるのか? と問いか けている。次に、Isaa 事件判決は、国家による"実 効的な権限または支配"の行使が、最も重要な問 題であるとして、Bankovic 事件判決以前の判例に 回帰し始めたことを示しているとし、これは法的 空間に関する議論にもかかわらず到達した自覚的 な決断であったと評価した。そして、関連地域に おける支配する国家と個人との関係の性質に注目 すべきであると主張する。また、"人的管轄権"の 適用と"その地域の実効的な支配"の原理との違 いを認識しようとすることは間違っていて、Öcalan 事件判決と Isaa 事件判決においてはその違いの認 識はほとんど無駄であるとしながら、特に Isaa 事 件判決を高く評価している。ここで掲げられた二 つの判決に関する評価は、Philip Leach と女王座 部判決とでは、かなりの違いが見受けられる。 Philip Leach は、Al-Skeini 事件の始めの 5 人に ついても、ヨーロッパ人権条約1条の管轄に含ま れることを求めているが、Al-Skeini事件には国際 法の存在価値を関わる重要な問題が横たわってお り、さらなる検討が不可欠であると思われる。

# 参考文献

- 1) 拙稿「武力紛争における『生命に対する権利』・その序論」
   『津山高専紀要』第51号、2009年、pp12-13
- Regina(Al-Skeini and others) v Secretary of State for Defence (The Redress Trust intervening) [2004]EWHC 2911 (Admin), [2005]2 WLR 1401
- 3) 1998 年人権法 (Human Rights Act 1998)
  - 第6条 公的機関

(1)公的機関が条約上の権利に適合しない方法で行動する ことは違法である。

- 第7条 手続
- (1) 公的機関が第6条(1)項によれば違法となる方法で 行動した(または行動することを提案している)と主張す るものは、

(a) 適当な裁判所または審判所に、同法に基づき公的機関に対して訴訟を提起することができる(以下、略)
 (指宿正典・辻村みよ子編『新解説 世界憲法』、三省堂、2006年、pp35-36、江島晶子執筆)

4) ヨーロッパ人権条約

第2条(生命についての権利)

1:すべての者の生命についての権利は、法律によって保 護される。何人も、故意にその生命を奪われない。ただし、 法律で死刑を定める犯罪について有罪の判決の後に裁判 所の刑の言い渡しを執行する場合は、この限りでない。 (松井芳郎編『ベーシック条約集 2009』、東信堂、2009 年、 p238)

- 5) 前揭4) 同頁
- 6) 前揭4) p240
- 7) 前揭4) pp242-243
- 8) 前揭4) 同頁
- 9) Bankovic v Belgium and 16 other NATO Countries, Grand Chamber Decision, 12 December 2001
- 10) 前揭4) p1033
- 11) 前掲4) p229
- 12) 前掲4) p1029
- 13) 門田孝「16 発展的解釈 刑罰としての樺棒による殴打 は、条約3条に違反する ータイラー判決ー」『ヨーロッ パ人権裁判所の判例』戸波江二・北村泰三・建石真公子・ 小畑郁・江島晶子編、信山社、2008年、p134 参照
- 14) 古谷修一「14 ノン・ルフールマン原則と犯罪人引渡 人 権侵害が予見される国家への引渡により生じる人権条約
   違反 -ゼーリング判決-」前掲 13) p124 参照

- 15)前田直子「9 実施機関の権限の制限 管轄権受諾宣に 付された制限の有効性に関する解釈 - ロイズイドウ判 決(先決的抗弁) - 」前掲13) p101 参照
  - 16) 薬師寺公夫「7 国家免除との関係 国際法上の外国国家の民事裁判権免除と裁判を受ける権利の関係 -アルアドサニ判決-」前掲 13) p90 参照
  - 17) 1998 年人権法(Human Rights Act 1998)
    第2条 条約上の権利の解釈
    (1) 条約上の権利との関係で生じる問題を決定する裁判所 および審判所は、以下のいずれについても考慮に入れなけ ればならない。
    - (a) ヨーロッパ人権裁判所の判決、決定、宣言または勧告 的意見

前掲3) p33

18) Public Law [2005] Autumn pp448-458